

# 「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトマーケット調査業務委託 に係る簡易公募型プロポーザル実施説明書

## 1 委託業務の概要

(1)業務名 「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトマーケット調査業務委託

(2)業務の目的

クリケットを活用したスポーツによるまちづくりを推進するにあたり、日本国内および海外におけるクリケットに関する業界動向、施設に関するニーズ把握などを行うことで、佐野市国際クリケット場への誘客策、その誘客による地域経済への波及効果を最大限発揮させる方策等、今後のクリケットによるまちづくりを進めるうえでの基礎調査とするものです。

(3)業務内容

「クリケットタウン佐野」創造プロジェクト「以下「本プロジェクト」という。」に関する以下の事項について、調査、分析、資料作成等を実施することとし、スポーツを核としたまちづくり、特に佐野市国際クリケット場を中心とした事業展開による地域経済への効果等を提案するものとします。

なお、「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトについては、別添「平成29年度地方創生推進交付金（第1回）実施計画（抜粋）及び事業進捗状況」を参照してください。

①クリケット業界現状分析等

- ・日本国内及びクリケットの盛んな海外におけるクリケットに関わる各種業界、大会等の現状調査
- ・国内企業とクリケット（国内・海外問わず）との関わりや、それら企業における国内クリケットに対する関心度や要望等の把握

②クリケット施設ニーズ調査

- ・佐野市国際クリケット場等の今後の方向性検討材料となる施設利用者のニーズを把握するとともに、飲食、宿泊といった受け入れ側事業者の意向の把握

③クリケットを核にしたまちづくりの方策

- ・国内、海外クリケット合宿、大会招致、地域及び国内におけるクリケットの普及拡大、クリケットの盛んな海外との連携策等、佐野市における推進方策を提案してください。

④経済効果調査

- ・③で提案する方策の実施における消費効果等を算出してください。

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月16日までとします。

(5) 提案限度額

6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 成果品

① 成果品の種類：報告書

② 成果品の体裁及び部数

- ・ A4版報告書 5部
- ・ 電子データ 1式（マイクロソフトオフィス各ソフトで閲覧可能なファイル形式もしくはPDF形式による）

## 2 提案書提出者に要求される資格要件

提案書提出者は次の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 平成29・30年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類S検査・測定等」のうち「小分類3調査業務」に登録されている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

### 3 選定スケジュール

実施内容	実施時期(平成 29 年度)
実施手続き開始の公告	9月4日(月)
説明書の交付	9月4日(月) ～9月29日(金)
質問受付	9月4日(月) ～9月22日(金)
質問回答期限	9月27日(水)
参加表明書の受付期間	9月4日(月) ～9月29日(金)
提案書提出期限	10月6日(金)
特定・非特定通知書の通知	10月中旬
契約締結	10月中旬

### 4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先

#### (1) 参加表明書の作成様式

- ①プロポーザル参加表明書(別記様式第1号)
- ②参加資格要件確認表(別記様式第2号)
- ③企業概要調書(別記様式第3号)

#### (2) 問合せ先(担当課)

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地  
佐野市観光スポーツ部スポーツ立市推進課スポーツ立市推進係(担当 萱原)  
電話 0283-20-3049 FAX 0283-20-3029

### 5 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

#### (1) 提出期限

平成29年9月29日(金)午後5時まで(必着)

#### (2) 提出場所 4(2)と同じ。

#### (3) 提出方法

- ①持参または郵送とし、その他の方法による提出は一切認めません。郵送による場合は、配達記録が残る方法に限ります。
- ②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までに提出してください。

#### (4) 提出部数

参加表明書の提出部数は、正 1 部、副 10 部とします。

### 6 提案書の作成様式、記載上の留意事項

#### (1) 提案書（別記様式第 4 号）

表紙、目次及びページ番号を付すほか、次に掲げる事項に対して提案書を作成してください。

##### ①業務の実施方針及び提案内容等

（任意様式：A 4 版）表紙目次を除く 10 ページ以内

1（3）「業務内容」を遂行するための具体的な手法を記載してください。

1（2）「業務の目的」達成のために必要な場合は、項目の追加も可能とします。

##### ②業務スケジュール案（任意様式：A 4 版） 1 ページ以内

本業務スケジュール案を提示してください。

##### ③業務の実施体制（別記様式第 4 号の 1） 2 ページ以内

##### ④配置予定技術者の同種又は類似業務実績（別記様式第 4 号の 2） ページ制限なし

##### ⑤過去 5 年間の同種又は類似業務実績覧（別記様式第 4 号の 3） ページ制限なし

##### ⑥業務の見積書及び見積内訳書（任意様式）

本業務に係る見積書（内訳含む）を作成してください。ただし、委託料上限額を超えることはできません。

#### (2) 記載上の留意事項

①各様式に記載している事項に注意し、必要に応じ指示する資料を添付すること

②当該業務の評価項目に照らし、提案書は可能な限り簡素でわかりやすいものとし、頁数の制限等を守ること

③実績については、過去 5 年以内の同種または類似の業務実績を記入すること

④見積書等は業務量の目安を判断できる情報を具体的に示すこと

⑤任意様式については、「A 4 版」縦置き横書き左綴じを基本とし、図表等を使用する場合において、A 4 版 2 枚分として「A 3 版」を使用するときには、折り綴じること

#### (3) 問合せ先 4（2）と同じ。

### 7 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法及び問合せ先等

#### (1) 提出期限

平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 5 時（必着）

#### (2) 提出場所 4（2）と同じ。

### (3) 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は一切認めません。なお、提出後の差し替え、追加はできません。

### (4) 提出部数

提案書の提出部数は、①から⑥までを正1部、副10部とします。なお、別記様式第4号及び添付書類は、正に1部添付すること。

### (5) 留意事項

提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製します。

(5) 問合せ先 4(2)と同じ。

## 8 説明書に対する質問書の提出期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

### (1) 質問の内容

質問の内容は、本説明書及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

### (2) 提出期間

平成29年9月4日(月)午前8時30分から

平成29年9月22日(金)午後5時まで

### (3) 提出方法

①持参、郵送、または電子メールに添付して提出してください。ただし、いずれの方法を用いても受付期間内必着でお願いします。

②質問は、別記様式第5号の様式を用いてください。

③持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時までに提出してください。

④電話による問合せは受け付けません。

(4) 提出場所 4(2)と同じ。

メールアドレス [spsuishin@city.sano.lg.jp](mailto:spsuishin@city.sano.lg.jp)

### (5) 回答方法

平成29年9月27日(水)午後5時までに、佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載します。なお、質問に対しては個別回答は行わず、電話等の対応も一切行いません。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングは実施しません。ただし、提案書について質

問することがあります。

## 10 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の特定は、佐野市プロポーザル方式実施要綱に基づき設置した「クリケットタウン佐野」創造プロジェクトマーケット調査業務事業評価委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書に対する書類審査により実施します。

### (1) 提案書の評価基準

次の評価項目、評価の視点及び配点のとおりとし、100点を満点とします。

評価項目	評価の視点	配点
業務の実施体制	提案者の持つ専門知識やノウハウを有した人材を最大限に活用した内容になっているか。(組織として、十分対応できる体制が整っているか。)	10
	配置予定技術者の経験、実績、知識は十分か。	10
同種又は類似業務の実績	地方公共団体が発注するマーケット調査業務の実績を有しているか。	5
	スポーツビジネス、スポーツによるまちづくり（地域活性化）に関する調査業務の実績を有しているか。	5
業務の提案内容	調査対象は、クリケットの現状を把握することができる適切な提案であるか。	20
	調査項目は、本プロジェクトの推進につながる適切な提案であるか。	20
	調査手法は、工夫がなされ、確実にデータを得られる提案であるか。	20
	「クリケットタウン佐野」の将来を展望できる方策が提示されている提案であるか。	10
合計		100

### (2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の高い者を最優秀者とする。各者の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数とする。最も高い評価点を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次のアからウの選考過程により最終順位を確定し、最優秀者とします。なお、提案者が1社のみの場合につい

ては、基準点を満たした場合に最優秀者とします。

- ア (1)「評価基準」の「事業の提案内容」の合計点が最も高い者
- イ アに該当する者が複数ある場合は、経費見積額が最も低い者
- ウ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者

### (3) 基準点

評価点数の60%以上の得点である60点以上とします。

## 11 提案書の特定及び非特定に関する事項

- (1) 提出した提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知します。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知します。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、評価委員会に対して非特定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
  - ① 受付場所 4(2)と同じ。
  - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。

## 12 契約に関する事項

### (1) 見積徴取の相手方としての特定

本事業は、委員会の審査により提出した提案書が最優秀となった者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きにより契約を締結します。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手方として再特定するものとします。なお、参加申込者が1者の場合であっても評価を実施し、その提案が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者とします。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、佐野市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者を見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

⑤最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

⑥その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

## (2) 委託契約金額

委託契約金額は、本事業が定める本業務委託に係る予算の範囲内とします。また、支払いは原則完了払いとし、契約保証金は免除とします。

## (3) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

## 13 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

①提案書等が提出期限までに提出されない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③本説明書2に定める参加要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

④その他本説明書の定めに反した場合

⑤本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

## 14 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出することができないものとします。

(2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。

(3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともあります。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しません。

ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行います。

(5) 本プロポーザルにおける評価結果は公表します。公表する内容は、プロポーザル参加者名並びに特定された者の名称、住所及び評価点数となります。

(6) 本説明書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定めます。